

## 多摩ニュータウン環境組合郵便入札実施要領

### (趣旨)

第1条 多摩ニュータウン環境組合(以下、「組合」という。)が発注する工事又は製造の請負契約及び設計・測量・地質調査、物品の製造の請負又は買入れ、その他の契約に係る一般競争入札または指名競争入札及び見積合せ(以下「競争入札等」という。)について、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を実施するにあたり、必要事項を定める。

郵便入札の実施に関しては、関係法令および多摩ニュータウン環境組合契約事務規則(平成5年規則第20号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (郵便入札の実施対象)

第2条 競争入札等を実施するにあたり、公告または通知したものについて、郵便入札を実施するものとする。

### (入札書等の郵送方法等)

第3条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書その他当該入札の公告または通知で指定する書類(以下「入札書等」という。)をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

### (入札の辞退)

第4条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送または持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

### (入札書等の保管等)

第5条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

3 持参の場合、入札参加者は、入札書等を入札箱に投函し、契約担当者はこれを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

4 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### (開札)

第6条 郵便入札の開札の執行にあたっては、あらかじめ指定した日時および場所において、入札事務に係りのない組合職員を立ち合わせ、開札するものとする。

2 入札参加者は、開札に立会うことができる。ただし、代理人が立会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札の所定の日時まで、所定の場所に到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (5) 同一事項入札について2以上の入札書を提出したもの
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(入札回数)

第8条 郵便入札に付した場合の入札は3回以内とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない組合職員がくじを引く。

(入札を延期する場合等の措置)

第10条 郵便事情等により事故が発生したとき、または不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止または取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第11条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うとともに組合ホームページに入札結果を公表する。

付 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。